

第15回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第15回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子
会議日時 令和6年12月26日 午後2時00分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名委員の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第4 議案第1号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6 議案第3号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第7 議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	熊谷 玲子君	1番	佐藤 信 君
2番	菊地 久寿君	3番	金野たか子君
4番	及川 和子君	6番	鈴木 力男君
7番	及川 建則君	8番	近江カズ子君
9番	中村 亨 君		

（農地利用最適化推進委員 8名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	尾形キヨシ君
	赤崎地域	浅野 幸喜君	猪川地域	鈴木 学 君
	立根町地域	金 典夫君	日頃市地域	中嶋 敬治君
[三陸町地区]	綾里地域	古内 文人君	越喜来地域	及川 孝子君

遅刻者（0名）

欠席者（3名） 5番 細谷 知成君

大船渡地区末崎地域 鈴木のり子君

三陸町地区綾里地域 根内 孝 君

早退者（0名）

事務局出席者

局長 高橋 大介君
係長 志田 和則君

局長補佐 佐々木浩久君

午後 2 時00分開会

○議長(熊谷玲子君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第15回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も、あと5日となりました。委員の皆様はどのような年だったでしょうか。今年も昨年と同様、酷暑で農地パトロールが大変だったと思います。パトロール中に、ダニに刺されて病院にかかった人もいると聞いています。夏でも長袖、長ズボンでの調査をお願いしたいと思います。

さて、ポロシャツが配布されます。まず、サイズの確認をお願いいたします。そして案件の調査、行事等の参加の時に着用をお願いいたします。去る12月9日、令和6年度気仙地区女性農業委員・推進委員研修会には、参加委員全員で着用して参加させていただきました。他の地区の方から、羨ましがられてきたので報告いたします。

最後に、来年にかけて忙しい時期が続くと思いますが、インフルエンザ、コロナと蔓延しております。体には十分注意して、新しい年を迎えてほしいと思います。簡単ではありますが、挨拶いたします。

○議長(熊谷玲子君) 本日の出席の農業委員は9名、推進委員は8名であります。欠席の通告があった農業委員は、5番、細谷知成農業委員の1名であります。また、欠席の連絡があった推進委員は、大船渡地区末崎地域、鈴木のり子推進委員、三陸町地区綾里地域、根内孝推進委員の2名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、高橋事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長(高橋大介君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第14回総会以降の経過報告です。12月6日、令和6年度農業経営者セミナーに中村会長職務代理者、佐藤信農業委員、中嶋敬治推進委員が参加しました。12月9日、令和6年度気仙地方農政連絡会総会に熊谷会長が出席しました。同日、令和6年度気仙地区女性農業委員・推進委員研修会に女性農業委員及び推進委員5人が参加しました。12月15日、令和6年度けせん地方就農相談会に熊谷会長、中村会長職務代理者が参加しました。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。年が明けまして1月6日、令和7年大船渡市新年交賀会に熊谷会長が出席する予定です。1月17日、令和6年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会に農業委員及び推進委員が参加する予定です。1月22日、令和6年度気仙地方農政連絡会研修会及び令和6年度大船渡地方農業振興大会に農業委員及び推進委員が参加する予定です。なお、午後4時から懇親会を開催する予定とな

っております。1月27日、令和6年度経営戦略セミナーに農業委員及び推進委員が参加する予定です。次回の第16回総会は1月28日に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(熊谷玲子君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、3番、金野たか子農業委員、4番、及川和子農業委員を指名します。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目は田及び畑、現況地目は雑種地及びその他、面積は計1,196.38㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は12月10日となっております。

続いて、番号2、登記簿地目、現況地目はいずれも畑、面積は計242㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は11月12日となっております。

次に、3ページをお開きください。番号3、登記簿地目、現況地目はいずれも畑、面積は103㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は11月12日となっております。なお、前ページの番号2と3ページの番号3につきましては、AさんがBさんの母になります。まだ登記が済んでいなかった分があり、まとめてBさんの妻へ相続したのになります。

次に、番号4、登記簿地目は畑、現況地目は宅地及び雑種地、面積は計578.10㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は11月12日となっております。なお、Aさんの農地につきましては、妻のBさんと子のCさんに分けて相続したものになります。

続いて、番号5、登記簿地目は田及び畑、現況地目は畑、山林及び雑種地、面積は計6,673㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は11月18日となっております。

続いて、4ページにまいります。番号6、登記簿地目は畑、現況地目は畑及び宅地、面積は計2,449㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は11月13日となっております。

次に、番号7、登記簿地目は田及び畑、現況地目は田、畑、雑種地及び山林、面積は計8,319㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は12月3日となっております。

次に、5ページにまいります。番号8、登記簿地目は畑及び宅地、現況地目は畑及び雑種地、面積は計2,031.60㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は11月29日となっております。

次に、番号9、登記簿地目は畑、原野及び山林、現況地目はいずれも畑、面積は計6,078㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は11月29日となっております。なお、8番と9番の案件はAさん、Bさんご夫妻から娘のCさんへ相続したものになります。

続いて、6ページをお開きください。番号10、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は計475㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は11月12日となっております。

次に、番号11、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は208㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は11月12日となっております。

次に、番号12、登記簿地目は田及び畑、現況地目は畑及び雑種地、面積は計3,087㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は11月14日となっております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第4、議案第1号、農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書7ページをお開き願います。議案第1号、農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は707㎡。権利種別は売買。

当初の転用目的ですが、一般個人住宅の建築のため、1筆707㎡を購入して居宅を建築するとのことで、令和5年12月27日付けで5条の許可を出しておりました。

計画どおり事業を遂行できない理由ですが、全体の造成工事を行った場合、地図で斜線

が引いてありますが、その隣の土地、Aさんと書いてありますが、こちらの土地の建物に影響が出るため、ここについては宅地造成を行わず、購入対象から外すこととしたもので、斜線部分は115㎡になりますので、面積は707㎡の計画から、592㎡に修正するものでございます。なお、斜線部分は宅地として使用できない土地で、傾斜地になっておりますので、後日、適用外申請を提出する考えがあるとのことでした。

次に、8ページへお進みください。番号2、地図は2ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畑、現況地目は畑及び宅地、面積は529㎡。権利種別は売買。

当初の転用目的ですが、一般個人住宅の建築のため、この筆すべてを使って住宅を建築するとのことで、平成18年5月12日付けで5条の許可を出しておりました。

計画どおり事業を遂行できない理由ですが、令和8年度に公共下水道が供用開始されることから、居宅の建築は一時中断して、下水道の工事の完了を待っており、加えて、この土地の隣地にある地図で斜線部分の下になりますが、Aと書いてあるところにお住いの方が車庫兼倉庫建築のため、土地の一部を借りたいとの要望があり、その部分を別に分筆したうえ、残り部分に居宅を建築する計画になります。説明は以上であります。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について、大船渡地区赤崎地域、浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。番号1番について調査結果を報告します。調査は12月21日に現地を確認し、譲渡人の代理人である不動産会社と電話で、また譲受人は既に申請地に居宅が建築され、転居されておりましたので、お会いしてお話を伺いました。なお、本件は先ほど事務局から説明があったとおり、昨年12月の総会において許可されているものですので、変更になった内容についてのみ報告をさせていただきます。

変更の対象となるのは譲り渡し、譲り受けする土地の面積が707㎡から592㎡になるということです。地図に記載してあるように斜線の部分、先ほど事務局からお話しがありました。

変更の理由ですが、当該地は東側が高くなっている地で、当初の全体の造成工事を行った場合に、東側隣接地との高低差が2mぐらいになり、建物に影響が出る恐れがあるためとのことで、その対策のため隣接する譲受人との境界部分を西側へ4mぐらい移動して、この度新たに分筆した、115㎡を差し引いた面積となるためです。なお、登記地目が畑として残ることになりますが、転用手続きが必要となった場合には、その時に対応するとのことでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第1号2番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第1号2番、農地転用事業計画の変更申請につきまして12月20日午後、現地調査と借受人より電話で、12月22日に変更申請人より電話で聞き取り調査を実施いたしましたので報告をいたします。

北側、西側は住宅地、東側、南側は市道になっております。

現況は土地の西側は畑、東側は雑種地になっております。

変更申請人からは、転用申請後、建設業者の都合や東日本大震災、コロナ等があり工事が進みませんでした。今年隣地のAさんより車庫倉庫建築のため50坪の借地の要望があり、また、令和8年に公共下水道の供用開始があり、これにあわせて居宅新築を計画し、変更申請に至ったとのこと。

周辺農地への影響は既に宅地化しており、影響はないと判断いたしました。以上で報告を終わります。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書9ページになります。議案第2号、農地法第3条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、登記簿地目は宅地、現況地目は畑、面積は217.40㎡。権利種別は贈与。

贈与の理由ですが、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は贈与による所有権移転を受

け、そのまま畑として耕作していくという内容です。現状も畑として活用している土地になります。宅地と登記簿地目ではありますが、現況は畑の状態であります。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について、三陸町地区綾里地域、古内文人推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(古内文人君) 私から説明させていただきます。12月23日、24日の両日、電話でのお二人からの聞き取り調査をした結果です。

面積は約2.2aほどの畑で、住宅と住宅の間に挟まれており、現在の所有者は、管理が非常に大変だと本人は言っております。そこで当該地の前におりますAさんが畑として利用したいのと相談をしたところ、譲ってくれることになりましたとのことでありました。一番近くで農作業ができるので、計画どおりにするものと思います。以上のことから、当該地について本総会にお諮りするものです。ご協議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第6、議案第3号、農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書10ページをお開きください。議案第3号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は4ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は213㎡。

非農地の事由ですけれども、平成13年当時、隣接地、宅地になりますが、こちらに願出人所有の居宅が建築されて以来、庭として利用されて現在に至る。長年、宅地として利用されており、登記簿地目も農地でないと考えていたため手続きが遅れたとのことであります。

こちらの土地につきましては、農振農用地ですが、長年宅地として利用していたこともあり、適用外証明は可能である土地になります。

次に、番号2、地図は5ページになります。5ページの真ん中ほどに小さくある部分になります。登記簿地目は畑、現況目は雑種地、面積は133㎡。

非農地の事由ですけれども、昭和50年頃、道路が整備された際に耕作をやめて以降、砂利が敷かれた雑種地として利用され現在に至るとのことで、実際は車のすれ違いのためのスペースに利用されているようです。長年、雑種地として利用され、登記簿地目も農地でないと考えていたため、手続きが遅れたとのこと。

こちらの土地につきましては第2種農地であります。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について、6番、鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○6番(鈴木力男君) 6番、鈴木です。農地法の適用外であることの証明願について、申請人より聞き取りと現地確認をした結果を報告いたします。

22日に現地確認を実施し、その後、代理人の娘さんより電話で聞き取り調査をいたしました。

地図の申請地は植木が植栽されており、非農地事由のとおりでありました。近隣の農地は申請地の高台にあり、耕作には影響はないと思いました。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号1番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号2番について、三陸町地区綾里地域、古内文人推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(古内文人君) 根内さんが休みですから、私から依頼された文書を読み上げて説明とさせていただきます。

12月21日、所有者立会いの下、現地を確認してまいりました。この土地ですが、川沿いの狭い土地です。地元住民の道路通行のすれ違い退避場所に使われており、畑としての復旧は無理と感じてまいりました。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号2番について本委員会において、願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に日程第7、議案第4号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書11ページをお開きください。議案第4号、農地法の運用について第4(2)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本委員会で判断するため審議し決定するものです。

12ページにお進み願います。非農地のリストが1から5まで掲載しております。地図とあわせて、カラーで印刷した現地の写真を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

番号1、地図は6ページをあわせてご覧ください。台帳地目は畑、現況地目は山林、農振農用地区域外にありまして、登記簿面積は203㎡。耕作状況はその他となっておりますが、生えていた木を切り倒して、切り株が残っていた状態と現地確認で見えてまいりました。

番号2、地図は7ページをあわせてご覧ください。台帳地目は田、現況地目は山林、農振農用地区域外にありまして、登記簿面積は4,409㎡。耕作状況はその他で、現況は山林化している土地になります。

続いて、番号3、地図は戻って5ページをあわせてご覧ください。5ページの下の部分になります。非農地判断3と書いてあるところです。台帳地目は畑、現況地目は山林、農振農用地区域外にありまして、面積は180㎡。耕作状況はその他で、現況は耕作されずに山林と化した土地と判断しております。

続いて番号4、5、地図は8ページをあわせてご覧ください。番号4は、台帳地目は田、現況地目は雑種地、農振農用地区域外にあります。面積は1,537㎡。耕作状況は荒廃地化。

番号5は、台帳地目は畑、現況地目は雑種地、農振農用地区域外にありまして、登記簿面積は305㎡。あわせて1,842㎡になります。耕作状況は荒廃地化。荒廃地化しておりますが、現状、機械での掘り起こしなどを行えば、農地に復旧することも不可能ではない状態と見えるのですが、奥にあり、現在鹿などの鳥獣被害が激しく、耕作を放棄した土地となっております。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、当該地の現況について説明をお願いします。議案第4号1番について、3番、金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○3番(金野たか子君) 金野です。議案第4号1番について報告いたします。12月21日、10時半頃、申請地を見てまいりました。

申請地は木の切り株がところどころにあり、傾斜で、農地としての復元は困難と見てまいりました。土地所有者には、電話で現地確認を報告しました。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号1番について、本委員会において農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第4号1番は本委員会において農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第4号2番について、大船渡地区赤崎地域、浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。2番について調査結果を報告いたします。調査は12月21日に現地を確認するとともに、所有者にお会いしてお話を伺いました。

現地の状況ですが、申請地は所有者の父親が開墾したところで、当初は田だったようですが、その後、畑に転用し、昭和30年頃にはブドウ栽培を始め、昭和50年頃まで行っていたようです。しかし、その後は放置されていたこともあり、現在は大きな木が生茂り、山林と一体化している状況となっています。

次に、申請に至った経緯になりますが、今から7年前に、私が担当した最初の農地パトロールで当該地が荒廃している状況であったことから、非農地化を提案しましたが、当時は将来的には農地を拡大したいとの思いがあり、また、当市において農地の別段面積が定められていたことなどから、現状を維持することとしておりました。しかし、最近、所有者が体調を崩したこともあり、また、当該地を農地として活用する意向もなくなったことから、今後農地として利用することは見込まれないものと判断します。なお、昨年、法改正があり、農地の別段面積の条件が撤廃されていることは所有者も承知しておられました。

周辺への影響ですが、付近一帯の農地についても荒廃している状況だったことから、非農地化を行っているため、当該地が非農地になっても特に影響はないものと思います。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号2番について、本委員会において農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第4号2番は本委員会において農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第4号3番について、三陸町地区綾里地域、古内文人推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(古内文人君) 説明させていただきます。

現地は林道の3m下に位置しておりまして、いずれにしても今のところは畑としての利用は難しく、今は樹木、雑木が並んでおり、畑としては利用できない状態であります。

本人からの聞き取りは、根内さんの調査でありましたが、昔はちょっと畑として利用はしていましたが、今は行ったことはないとのことであり、復旧は困難と感じたとのことです。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号3番について、本委員会において農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第4号3番は本委員会において農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第4号4番及び5番について、三陸町地区越喜来地域、及川孝子推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区越喜来地域推進委員(及川孝子君) 推進委員の及川です。非農地判断4番及び5番について、12月22日に現地調査及び土地所有者のお母さんから、電話にて聞き取り調査を行いましたので報告いたします。地図の8ページをご覧ください。

現況はススキや多年草の雑草が生い茂り、何年もの間、耕作管理されていない様子でした。

周囲の状況ですが、北側に空き家、西側には原野化した土地、東側と南側は民家と荒廃化した土地になっています。

次に、現況はこちらもススキや草、細い木々が生い茂り、何年もの間、耕作管理されていない様子でした。

周囲の状況ですが、北側に空き家、東側に太陽光パネルが設置され、以前、農振農用地

区域からの除外申請をした土地もあり、西側、南側は市道になっています。

申請に至った経緯ですが、当該地は土地所有者の父親の実家の土地であり、祖父が生前管理をしていましたが、亡くなってからは十数年、誰も管理をしていなかったとのこと。自分たちは市外に住んでおり、管理が今後できないので、この土地を夫の妹に譲渡したいと思い申請したとのこと。報告は以上ですので、よろしくお願いいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号4番及び5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号4番及び5番について、本委員会において全て農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第4号4番及び5番は本委員会において全て農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 以上をもちまして、本総会に付議された全ての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第15回総会を閉会いたします。

午後2時52分閉会